

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																								III 就学援助率							
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ, タ, チを選択した場合						(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者, 昼食, 被服等が悪い者または学用品, 通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円						
該当団体数	19	16	16	15	16	16	17	11	4	15	16	5	5	5	10	6	0	10	0	2	16	16	16	16	16	0	0	2	2	19	19		
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4	334			総所得額		20%未満	20%未満		
石川県	七尾市																				○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	309				15%未満	10%未満		
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	325				15%未満	15%未満		
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	326				20%未満	20%未満		
石川県	珠洲市																				○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	309				10%未満	10%未満		
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	24	12	322				15%未満	15%未満			
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	310				10%未満	10%未満		
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	25	7	316				15%未満	15%未満			
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	309				20%未満	20%未満		
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	その他経済的に困りの方	10%未満	10%未満
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	8	309			(2)の基準根拠については合計所得金額を元にしており、生活保護基準は平成25年8月1日改正前の基準を採用している。	保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満	15%未満		
石川県	川北町																														○	5%未満	5%未満
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	25	11	306						10%未満	10%未満	
石川県	内灘町	○	○		○	○	○			○	○										1.3	課税所得	25	7	305						15%未満	15%未満	
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	254				10%未満	15%未満		
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	320				10%未満	10%未満		
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	293				10%未満	10%未満		
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	5%未満	10%未満
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	307				15%未満	15%未満		

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項											
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
		(1) 費目毎の援助額																																									
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																	
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
該当団体数	19	0	0	0	1	1	1	18	18	0	0	0	0	0	2	2	2	17	17	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	4	1	5	5	5	1	1	0	7			
石川県	金沢市							○	11,420									○	40,600																						通学費、修学旅行費については実績なし。		
石川県	七尾市							○	11,420									○	40,600																								
石川県	小松市							○	11,420									○	40,600															○	2,060	1,600						・新入学児童生徒学用品費等はH30執行見込額 ・支給平均額は、H29実績より記入	
石川県	輪島市							○	10,270									○	40,600					○									○	18,000	18,000								
石川県	珠洲市			○		11,420	11,420							○	40,600	40,600																		○	18,400	18,400							
石川県	加賀市							○	11,420									○	40,600					○	0																通学費については実績なし。		
石川県	羽咋市							○	11,420									○	40,600																								
石川県	かほく市							○	11,420									○	40,600																								
石川県	白山市							○	11,420									○	40,600																							「支給平均額」欄については、平成29年度の実績額により記入	
石川県	能美市							○	11,420					○	40,600	40,600																			○	13,000						修学旅行費については平成30年度当初予算単価	
石川県	野々市市							○	11,420									○	40,600																							支給平均額は29年度の実績額により記入した。	
石川県	川北町							○	11,420									○	22,900																		○	11,000					
石川県	津幡町							○	13,650									○	40,600																							学用品費：学用品支給額全体に占める割合は1年(11,420円)が17.5%、2～6年(13,650円)が82.5%。	
石川県	内灘町							○	11,420									○	40,600															○	6,000	5,853							
石川県	志賀町							○	11,100									○	40,600																								
石川県	宝達志水町							○	11,420									○	40,600																								
石川県	中能登町							○	15,220									○	40,600																								
石川県	穴水町							○	11,100									○	19,900															○	9,000	9,000							
石川県	能登町							○	11,420									○	40,600																								

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項										
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	19	0	0	0	1	1	1	18	18	0	0	0	0	2	2	2	17	17	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	4	5	1	9	9	9	6	6	0	6		
石川県	金沢市						○	22,320								○	47,400		○	71180							○	59040												
石川県	七尾市						○	22,320								○	47,400																		○	57590				
石川県	小松市						○	22,320								○	47,400													○	41140	41140							・新入学児童生徒学用品費等はH30執行見込額 ・支給平均額は、H29実績より記入	
石川県	輪島市						○	20,080								○	47,400				○									○	70000	70000								
石川県	珠洲市			○		22,320	22,320					○		47,400	47,400															○	47000	47000								
石川県	加賀市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	62000										通学費については、実績なし。	
石川県	羽咋市						○	22,320								○	47,400		○	0										○	57590	57590								
石川県	かほく市						○	22,320								○	47,400													○	57590	57590								
石川県	白山市						○	22,320								○	47,400													○	57590	55263							「支給平均額」欄については、平成29年度の実績額により記入	
石川県	能美市						○	22,320					○	47,400	47,400													○	55000										修学旅行費については平成30年度当初予算単価	
石川県	野々市市						○	22,320								○	47,400											○	56430										支給平均額は29年度の実績額により記入した。	
石川県	川北町						○	22,320								○	32,900																		○	46000				
石川県	津幡町						○	24,550								○	47,400													○	57590	57590							・学用品費：学用品支給額全体に占める割合は1年（22,320円）が27.9%、2,3年（24,550円）が72.1%。 ・修学旅行費：平成30年度予算に計上した単価。	
石川県	内灘町						○	22,320								○	47,400																		○	57590				
石川県	志賀町						○	21,700								○	47,400																		○	50000				
石川県	宝達志水町						○	22,320								○	47,400																		○	57590				
石川県	中能登町						○	26,820								○	47,400													○	50000	50000								
石川県	穴水町						○	21,700								○	22,900													○	80000	39500								
石川県	能登町						○	22,320								○	47,400																	○	57590					

